

5 環境

(1) 土壤環境保全対策【平成13年度中に措置〔7〕を除く。】

下記の視点に留意しつつ、市街地の土壤汚染の調査・浄化等に関する対策を樹立し、法案提出を含め検討し結論を出す。

- 1) 土壤汚染の調査については、人の健康等への影響、新たな汚染の拡大の防止、土地取引の円滑化等の観点から、有害物質の取扱事業場等について一定の場合に調査を行うことや、土地の開発前等に調査を行うことを検討する。
- 2) 近隣住民に対する情報開示のため、また、将来の購入者がリスク管理地をつかまされて多額の浄化費用を負担せざるを得ない状況に陥るのを防止するため、汚染地の登録・情報提供の体制を整備する。
- 3) 土壤汚染の浄化等に関しては、費用負担については汚染者負担の原則を踏まえることとしつつ、一定の場合に原因者、土地所有者等に対策を義務付ける。
- 4) 対策の発動基準と対策の内容のバランスをとり、土地所有者等に過度に負担とならないよう柔軟に対応できるようにする。
- 5) 原因者が不明、資力不足等の場合に、対策の全費用を土地所有者等に負担させるのは困難な場合があることから、汚染者負担を原則としつつ、支援措置について、基金の設立や税制等も含めて検討する。
- 6) 国の制度を制定するに際しては、地方公共団体の条例等について地方分権の趣旨を尊重した上で、国の制度との整合性を確保するように努める。
- 7) 土地の利用や取引の促進にも資するよう、民事上の損害賠償等の紛争を円滑に解決し、土壤汚染に係る調査や対策の実効性の確保にも資する手段について、既存の制度の活用も含め検討する。

(2) 地球温暖化問題

ア 温室効果ガスの発生削減【京都議定書の発効に向けて必要な対策については平成13年度中に措置。その他については逐次実施】

下記により、総合的な対策を実施する。

- 1) 温暖化防止が社会・経済全体にかかわる問題であり、温室効果ガス（特に二酸化炭素）が国民の生活も含め、あらゆる発生源から生じていることにかんがみると、費用効果性の高い手法を用いることが肝要である。また、地球温暖化は、事業者に対して新事業のフロンティアをもたらすこともあること

を念頭に置いて取組を進める。

- 2) 温室効果ガスの削減技術の導入に当たっては、投資回収に長期間を要する等の理由から進んでいないのが事実であり、導入促進の実効性を高めるため、施策の裏打ちを行っていく。公共交通機関、共同輸送、高度道路交通システム（ITS：Intelligent Transport Systems）、食品廃棄物リサイクル等の他の政策目的から実施するいわゆる「ノンリグレット対策」について有効な場合はその導入を促進する。
- 3) 分野別には、交通体系のグリーン化、脱温暖化社会の構築に向けた都市・地域基盤社会整備、ライフスタイルの脱温暖化、非エネルギー起源の二酸化炭素、その他の温室効果ガスの排出削減対策を含む環境保全のための枠組みを推進する。
- 4) 温室効果ガスの効率的・効果的な削減のために、従来の規制の方式以外に、税・課徴金や排出権取引などの市場メカニズムを通じた効率的な経済的手法、自主的取組を組み合わせることが重要であり、これらの手法の具体的な在り方について検討する。この場合、対策を実施した結果について評価の上、必要に応じ、対策の追加を図る。

なお、検討に当たっては、現下の厳しい経済情勢にかんがみ、経済界の創意工夫をいかし、我が国の経済活性化につながるものとするよう配慮する。
- 5) 新エネルギーについては、新エネルギー等の利用を促進するため、電気事業者に一定量以上の新エネルギー等を変換して得られる電気の利用を義務づけること等の措置の法制化に向けた取組みを進めているが、このような措置も含め各種新エネルギー対策を強力に推進する。
- 6) クリーンエネルギー自動車を含む低公害車、低燃費車について、普及を推進するとともに、低コスト化、性能面の向上に向けた技術開発等を推進する。
- 7) 経済的負担を課す措置については、その有効性についての国民の理解の進展、措置を講じた場合の環境保全上の効果、国民経済に与える影響等についての調査研究結果、諸外国における取組の現状等、措置を取り巻く状況の進展も踏まえ、幅広い観点から検討する。
- 8) 技術開発は、それによるブレークスルーによって大幅なエネルギー効率の改善が図られる可能性の高い対策であることから、引き続き推進する。その際、産学官が適切な役割分担を図りながら、有機的・体系的に技術開発に取

り組む。

- 9) 二酸化炭素の吸収源として大きな役割を果たす森林については、地球温暖化の防止や生態系の保全など森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、適切な森林整備・保全を進める。

イ ガスパイプラインの建設促進

ガス管敷設に係る規制の在り方等については、安全の確保等を大前提とし、欧米の状況等も念頭に置きつつ、以下の具体的事項について検討する。

埋設深度について、2 MPa以上の高圧で市街地の道路下に埋設する場合であっても、当該道路の舗装厚や他の埋設物との離隔距離等に係る一定の基準に照らし支障なき場合には、1.8mではなく1.2mで足りることとする。【平成14年度中に措置（検討） 平成15年度中に措置（結論）】

将来的にはガスパイプラインが海底に敷設されるケースも想定し、海底敷設に係るガス管に係る材質、設計荷重、許容応力等、技術基準の在り方についても、欧米の状況等も念頭に置きつつ、安全の確保を前提として検討する。【平成14年度中に措置（検討開始）】

公益特権を持つパイプライン事業者によるガスパイプライン海底敷設に係る公益特権の行使が想定され民間主体相互の交渉では漁業権等に係る調整ができない場合には、客観性・透明性が十分に確保されるように当該調整の在り方について検討を行う。【実際上の必要が生じた場合に検討】

(3) 情報的手法を用いた企業の自主的取組の推進

ア 環境報告書及び環境会計の普及促進の方策

大企業のみならず中小企業への環境報告書及び環境会計の普及を図るべく、環境報告書及び環境会計に係るデータベースを構築し情報提供を行うなど、普及促進のための行政支援策を講ずる。【平成14年度中に措置】

環境報告書及び環境会計がもたらす環境保全上の利益にかんがみ、これらに取り組む企業への何らかのインセンティブ付与の方策やこれら企業が社会から適正な評価が得られ、結果として企業の競争力の向上につながるような方策など、普及促進のための新たな枠組みや普及定着に向けた政府目標の設定について検討し結論を出す。【平成14年度中に措置】

環境会計に期待される内部機能にもより一層着目し、原価計算、マテリアルフローコスト会計、業績評価への環境項目の導入など環境管理会計手法について検討し結論を出す。【平成13年度中に措置】

イ 環境報告書及び環境会計の比較可能性の確保【平成14年度中に措置】

環境報告書の記載内容となる環境会計及び環境対策の評価結果（環境パフォーマンス情報）の更なる改良を行う。具体的には、環境会計ルールの明確化のため環境保全対策に係る効果の体系付け等の理論的課題に対して検討を加えるとともに、環境パフォーマンス情報の集計方法を体系化する等により、実務上の利便性を向上させたガイドラインの改訂を行う。そのため、業種間の比較がより一層的確かつ容易なものとなるよう項目の共通化を図りつつ、業種別の比較可能性の観点から更に検討する。

ウ 環境報告書及び環境会計の信頼性の確保【平成14年度中に措置】

誤った情報による誤解を未然に防止する必要性から、EUでは「環境管理・監査制度（EMAS：Eco-Management and Audit Scheme）」による検証制度が構築されている。国際的な動向を踏まえ、我が国においても第三者機関による監査制度の在り方も含めた環境報告書及び環境会計の内容の信頼性確保を図るための枠組みについて検討し結論を出す。

その際、以下の点に留意の上、検討を行う。

- 1) 監査実施者の専門家資格の創設あるいは公認がなされるようにするとともに、その養成や環境変化に伴う不断の資質向上について策を講ずる。なお、専門家資格を創設する場合には、資格に期限を設定するとともに、国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization）同様に民間の認証機関とし、公認の資格の場合は現在監査を実施している公認会計士なども可能とする。
- 2) 可能な限り、監査手法や監査範囲、監査基準について標準的なものを明らかにする。
- 3) 第三者監査に当たっては、当該報告書を作成する者にとって、多大なコスト負担とならないことに留意する。
- 4) 企業に不利な、いわゆるネガティブ情報は消費者・投資機関・地域住民等に

とって重要な情報となり得ることから、これらについても環境報告書及び環境会計に盛り込む。

5) 記載内容が虚偽であった場合の行政の対応についても検討する。

(4) 都市のヒートアイランド現象の解消【平成14年度中に措置】

都市のヒートアイランド現象の実情にかんがみ、下記のような対策を構ずる。

1) 現在、各種の対策が関係各省、地方公共団体等において実施されているが、これをより効果的なものとしていくためには、従来のように、対策実施主体が個々別々に対応するのではなく、各種の対策が相互に連携し、体系立って実施される必要がある。

このため、環境省、国土交通省、経済産業省等関係省庁からなる総合対策会議を設置するなど、総合的な推進体制を構築するとともに、ヒートアイランド現象の解消対策に係る大綱の策定について検討し結論を出す。

2) ヒートアイランド現象については、地域により、排熱の原因別の寄与度や原因の相互関連性、地形等の差異があると考えられるため、対策の更なる推進のためには、更に各原因間の関連性、寄与度等複雑なメカニズムを更に解明していく必要があり、そのための調査・分析を進める。

3) ヒートアイランド対策を考える上で、都市の形態も重要となる。例えば、都市内の一定地域においては高層化を図りつつ一方では中層・低層地域を別途確保することにより海や周辺地域からの風が都市内を通るようにする「風の道」を確保することや、高層化によりビルディングの建築面積を小さくする代わりに緑地帯を増やすこと、中心地域の高層化により都市の平面的な広がりを小さくして移動・物流に係るエネルギーコストや配電ロスを節約し排熱を減少させることなどにより、ヒートアイランドの緩和が図られることもあると考える。このようなことから、2) で述べたようにヒートアイランド現象のメカニズムを解明していく必要があるが、国土交通省において都市政策の観点からもヒートアイランド対策について検討していく。

(5) 人と自然との共生

ア 「人と自然との共生」を図るための国家戦略の策定【平成13年度中に措置】
生物多様性国家戦略を「人と自然との共生」を図るためのトータルプランと

するため、次のような要素を取り込んだものに改定する。

- 1) 奥山的自然地域を広くカバーしている自然公園を国土における生物多様性保全の屋台骨として積極的に活用する。
- 2) 我が国の国土面積の7割近くを占め、国土の保全・水源のかん養・自然生態系の維持といった公益的な役割を果たしている森林の機能の持続的発揮を図る観点から、機能に応じた適正な整備・保全を行う。
- 3) 都市と奥山の間地域としての里地・里山の生物多様性保全上の位置付けを明確にする。その上で、NPOの活動の支援、事業配慮の徹底など、多様な手法を有機的に組み合わせて目的を達成する有効な方策を講ずる。
- 4) 海岸・浅海域等の水系域や都市域など既に自然の消失、劣化が進んだ地域では自然の再生や修復が重要な課題である。自然の再生、修復の有力な手法の一つに、地域住民、NPO等多様な主体の参画による自然再生事業があり、各省間の連携・役割分担の調整や関係省庁による共同事業実施など、省庁の枠を超えて自然再生を効果的・効率的に推進するための条件整備が必要である。このため、関係省庁からなる自然再生事業推進会議を設置するなど、関係省庁の連携体制の一層の強化を図る。また、自然再生事業の推進に当たって、調査計画段階から事業実施、完了後の維持管理に至るまで専門家の参画や地域住民、NPO等の参画を得るためには、多様な仕組みを活用することが重要であり、例えば、維持・管理業務についてアドプトプログラム（ボランティア活動を行う企業や市民団体などが担当エリアを決め河川等の清掃・美化等を行う制度）の活用やNPOへの委託等により、きめ細かな市民ニーズへの対応を図る。また、再生事業や修復事業を行うに当たっては科学的検討を基にした具体的な目標を掲げるとともに、自然環境の復元状態をモニタリングしながら、その評価を事業にフィードバックするなど科学的な計画・手法に基づき実施する。
- 5) 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場において、身近な自然の理解、保全のための学習の機会を広げる。
- 6) 自然環境の保全に係る基礎調査の充実（国設のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データの充実など）を図る。
- 7) 絶滅のおそれのある種の保全については、現状においてもアセスメントや

各種施策の中で予防的な対策を講じているところであるが、自然再生事業の中に位置付けたり、里山・里地での生物多様性指標として取り上げて回復計画を実行するなど、現状の緊急避難的対策から予防的対策へとより一層重点を移す。

- 8) 外来種による生物多様性の侵食、生態系、人の健康・生命や産業への悪影響を回避するため、「人と自然との共生」を図る観点から外来種問題に係る仕組みを整備する。

イ 「人と自然との共生」を図るための国家戦略の実現のための措置

(ア) フォローアップ及び評価【逐次実施】

「人と自然との共生」を図るための国家戦略の実現を担保するため、「生物多様性国家戦略」を定期的にフォローアップし、評価を行う。

(イ) 自然公園法改正法案の提出【第154回国会で措置】

自然公園を生物多様性保全の屋台骨として積極的に活用するために、従来の風景保護に加え、生態系の保全と野生生物保護の機能を自然公園法（昭和32年法律第161号）に位置付ける。

(ウ) 「人と自然との共生」を図る観点からの外来種対策の在り方に係る検討【平成14年度中に措置】

早急な対応が望まれる外来種問題については、既存の制度では不十分であり、「人と自然との共生」を図る観点からの制度の構築が必要であり、実効ある制度の構築に向け法制化も視野に入れて早急に検討を開始し結論を出す。なお、上記検討に当たっては、外来種による生物多様性の侵食等の影響を回避するために必要と考えられる以下のような対策、制度の実効性の確保に不可欠であるリスク評価や水際対策等に必要な体制整備の観点も含めて議論し結論を得る。

1) 外来種導入に関するリスク評価及びこれに基づく制限

危険性が高いと思われる種について、野生化の可能性や野生化した場合の生態系、野生生物種、産業、人の健康等への影響を科学的に評価を行う。その上で、危険性が高いと評価されたものに対しては、輸入、利用等に関

し一定の制限を課す。

2) 外来種の管理を適正に行うための対策

リスク評価の結果、適正な管理が必要と評価された種について、当該外来種を所有、利用、管理する者に対し、遺棄・放逐の禁止、逸出の防止、登録義務等を課す。

3) 外来種の駆除や制御に関する対策

問題外来種の駆除事業を実施している自治体、NGOなどに財政的支援を行う仕組みが必要であり、問題外来種の野生化をもたらした責任を有する者等に対し、駆除と制御（増殖・蔓延・影響の抑制）に係る一定の役割を課す（定着した問題外来種の駆除、在来種の利用促進事業に係る基金への出資など）。

4) 在来種の産業利用の促進

在来種の産業利用に係る研究・開発を促進し、外来種利用産業における在来種利用を促進する。

(6) 廃棄物・リサイクル問題【平成14年度中に措置（ ）】

（ ）廃棄物の定義・区分の見直しについては14年3月までに中間とりまとめを行う。また、拡大生産者責任の対象の拡大等、リサイクル市場の形成支援及びリサイクル施設の建設促進についても14年3月までに検討し、廃棄物・リサイクル体制の再構築を図る。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）を始めとする諸制度について、以下の検討を行い結論を出す。

1) 廃棄物の定義・区分、廃棄物処理に係る業、施設許可の見直し等

廃棄物の定義、一般廃棄物・産業廃棄物の区分の見直しについて、その処理責任の在り方と併せて検討を行うとともに、併せてリサイクルに係る廃棄物処理法上の業及び施設の許可や手続の簡素化に関し早急に見直しを行う。また、廃棄物処理法及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の施設許可の運用における住民同意に関する調査を行った上で、必要な運用の適正化を図る。

2) 拡大生産者責任、デポジット制の導入等

廃棄物の発生の抑制、リサイクルしやすい製品の生産等に係る拡大生産者責

任につき、従来導入されていなかった分野について導入を図るとともに、既に導入されている分野については、その強化を図ることを検討する。また、デポジット制の導入及び3Rの促進に関する規格や基準（環境JIS、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）の情報提供措置等）の早急な拡大についても検討する。

3) 不法投棄跡地等の修復対策の強化

不法投棄跡地等の修復対策に関し、費用負担、責任分担を明確化し、技術開発の促進や環境修復ビジネスの促進のための措置等を講ずる。

以上においては、廃棄物処理法を始めとする諸制度について、国、地方公共団体、排出事業者、製造業者及び排出者の適正な役割分担に十分留意する。